輸第105529号	腐植酸苦土肥料	腐植酸苦土肥料4.0	三通国際商事株式会社	東京都江戸川区一之江七丁目35番22号
輸第105530号	ホルムアルデヒド加工尿素肥料	38ウレアホルム	蝶理株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町四丁目２番13号
外第98号	なたね油かす及びその粉末	純粒圧搾菜種油粕	河南省豫星進出口有限公司	中華人民共和国河南省鄭州市農業路東段23号
			ミツワ商事株式会社（国内管理人）	大阪府吹田市千里山西四丁目39番Ａ―803

有効期間が令和13年９月11日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第102780号	化成肥料	低度化成300号	有限会社岩倉	大阪府藤井寺市川北３丁目１番４号
生第102784号	化成肥料	多木野菜専用化成288	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千八百九十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように生産業者及び輸入業者の名称及び住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十五日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

１　生産業者及び輸入業者の名称及び住所の変更

登録番号　生第69783号、生第69784号、生第69785号、生第69786号、生第69787号、生第69788号、生第74735号、生第78432号、生第78804号、生第78805号、生第78806号、生第82828号、生第82829号、生第83560号、生第85095号、生第85096号、生第86413号、生第88879号、生第91187号、生第91401号、生第91610号、生第92009号、生第92062号、生第93498号、生第100338号、生第101225号、生第104951号、生第105271号、生第105359号、生第105468号、生第106779号、生第106783号、生第107447号、生第108877号、生第109115号、生第109539号

変更前　住友化学園芸株式会社
東京都中央区日本橋小網町１番８号

変更後　KINCHO園芸株式会社
東京都中央区東日本橋二丁目６番12号

登録番号　生第91739号

変更前　静岡県焼津市上新田1019番地

変更後　静岡県藤枝市前島二丁目21番１号

登録番号　生第106529号、生第107262号、生第107677号、生第107789号、生第107792号、生第107865号、生第107866号、生第107887号、生第108297号、生第108348号、生第108725号、生第109296号、輸第103625号、輸第103626号、輸第105137号、輸第105556号、輸第105557号、輸第106244号、輸第106245号、輸第106326号、輸第106530号、輸第106855号、輸第106943号、輸第106974号、輸第107078号、輸第107190号、輸第107191号、輸第107422号、輸第107423号、輸第107424号、輸第107425号、輸第107696号、輸第107833号、輸第107988号、輸第107989号、輸第107990号、輸第108032号、輸第108040号、輸第108041号、輸第108068号、輸第108261号、輸第108262号、輸第108263号、輸第108264号、輸第108306号、輸第108347号、輸第108384号、輸第108485号、輸第108486号、輸第108513号、輸第108514号、輸第108720号、輸第108874号、輸第109161号、輸第109325号、輸第109509号

変更前　大阪府大阪市西区新町一丁目８番６号

変更後　大阪府大阪市西区西本町一丁目６番２号

登録番号　輸第103516号、輸第105910号、輸第105911号、輸第107575号、輸第107576号

変更前　兵庫県神戸市灘区篠原伯母野山町一丁目１番１―207号

変更後　兵庫県三木市志染町東自由が丘二丁目363番地

２　肥料の名称の変更

登録番号　生第86838号

変更前　本庄１号

変更後　はにぽん１号

○農林水産省告示第千八百九十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十五日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
輸第11074号	配合肥料	DURATION CR	株式会社アール・エス・ジイ	東京都港区芝大門一丁目４番４―1111号
輸第101750号	配合肥料	空散用NK配合	三通国際商事株式会社	東京都江戸川区一之江七丁目35番22号
輸第102623号	化成肥料	悟空１号	三通国際商事株式会社	東京都江戸川区一之江七丁目35番22号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○関東地方整備局告示第二百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十五日　　関東地方整備局長　橋本　雅道